

相続遺言相談はJA山形市へ…

農中信託銀行の遺言信託業務・遺産整理業務

JA山形市は農中信託銀行の遺言信託代理店です。

次世代への継承のために

組合員の方々にとっての大きな悩み事の一つは次世代への継承対策とされています。「先祖代々受け継いできた資産や自分自身が築き上げた財産を次世代へどのように伝えようか?」「これまで自分を支えてきてくれた家族にどのような形で感謝の気持ちを表そうか?」叶えたいことは尽きないでしょう。私どもJA山形市は、みなさまのこのような想いを形に表す方法として「遺言信託」をお勧めいたします。みなさまのご希望を叶えるには、単に気持ちを表すだけでなく、複雑な法律や納税などについても対応を考慮する必要があります。相続について確かな知識と経験をもつ農中信託銀行が、遺言書の作成に関するアドバイスからその執行まで責任を持ってお引き受けいたします。みなさまの想いを実現するため、ひいては次世代の方々のためにも、ぜひとも農中信託銀行の「遺言信託」をご活用ください。

円満な相続を実現させるため文書として形にしてみませんか。

- (1)大切なのは、家族の『和』
- (2)高齢社会の進展→権利意識
- (3)財産形成と環境の変化(農地から宅地化など)

骨肉の争いはなぜ起こるか。

- (1)肉親ゆえに意地と憎悪がぶつかり合う。
- (2)遺言に必要な意思能力の低下。

相続対策には相続の専門家を活用する。

- (1)資産の構成と評価額
- (2)税金対策と納税資金の確保
- (3)遺言は究極の相続対策のひとつ

遺言は、自分の意志で財産の受取人を指定できる。

- (1)法定相続分に優先する。
- (2)遺産分割協議が不要。
- (3)遺言に基づき財産の分割ができる。
- (4)家族に伝えたい言葉を書面で割られる。

遺言書をどこに保管するか。

- (1)自宅で保管するよりも、専門の銀行に預けると安心。
- (2)遺言書の存在を確実に相続人に伝えられる。

気になる事がある時は遺言の相談のときです。

JA山形市では、農中信託銀行の代理店として「遺言信託」の取扱いを致しております。ご相談はお気軽に、私共にお寄せください。

『相談ネットワーク』

本店 TEL.623-0444
(金融部・金融営業店)

取次店

北山形支店 TEL.644-3206
小白川支店 TEL.623-0446
下条支店 TEL.644-5285
上町支店 TEL.644-6611
美畑支店 TEL.632-3840

見つめます、皆様のよりよい生活。
愛します、この街のすべて。



JA山形市

〒990-0038 山形市幸町18-20
山形市農業協同組合
SINCE 1948

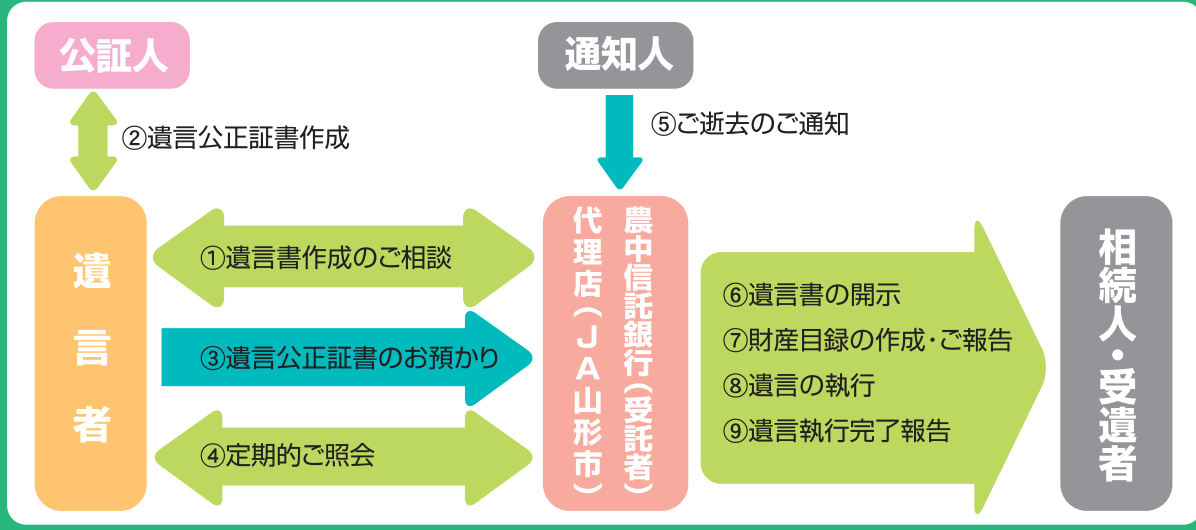
農中信託銀行 遺言信託代理店

農中信託銀行の遺言信託業務・遺産整理業務のしくみ

遺言信託執行コース

遺言信託執行コースとは

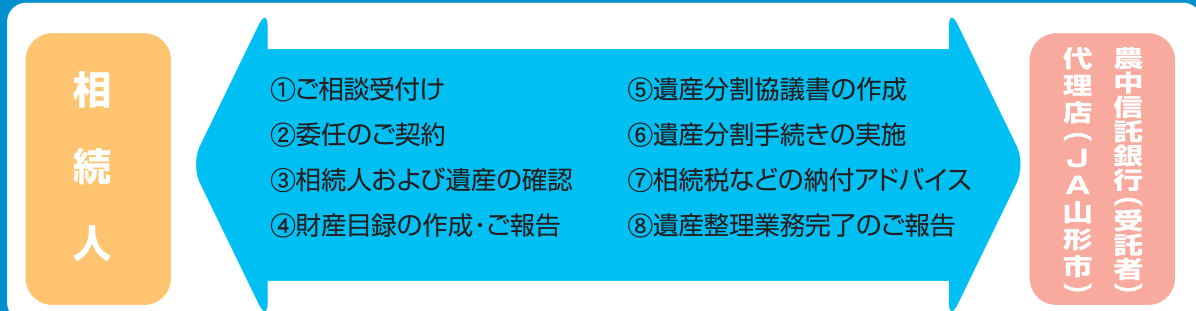
財産に関する遺言書作成のアドバイスからその保管(*)や遺言執行まで、相続について確かな知識と経験を持つ農中信託銀行が責任を持ってお引受けいたします。*農中信託銀行がお預かりするのは、遺言公正証書です。



遺産整理業務

遺産整理業務とは

「財産目録の作成」。「みなさまで合意された遺産分割協議の文書化」、「各種財産(土地・建物・預貯金等)の名義変更」など複雑で手間のかかる相続のお手続きを承ります。相続のしくみについての一般的なアドバイスや各種参考資料の提供もいたします。



●遺言書保管時(農中信託銀行手数料)

- ・取扱手数料として 157,500円
(消費税5%込み)
- ・変更する場合の変更取扱手数料 52,500円
(遺言内容の変更による新たな遺言書の保管時)
(消費税5%込み)
※毎年の保管料はいただきません。
- ・戸籍謄本等取り寄せ及び相続関係図作成費用

●遺言公正証書の作成手数料(公証人手数料)

目的の価額	手数料
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円
1億5千万円まで	56,000円
2億円まで	69,000円
2億5千万円まで	82,000円
3億円まで	95,000円
3億円を超え10億円まで	5,000万円ごとに11,000円加算
10億円を超える場合	5,000万円ごとに 8,000円加算

●遺言執行又は遺産整理手続き完了時

遺言執行又は遺産整理報酬として相続財産評価額による執行又は遺産整理対象財産額に農中信託銀行で定める率を乗じた額(一円未満切捨て)の合計額(千円未満切捨て)に1.05を乗じた額(消費税5%込み)

※遺言執行又は遺産整理報酬の最低報酬額は、1,050,000円(消費税5%込み)とさせていただきます。

■別途手数料として

- ① 不動産相続登記等名義変更の費用
- ② 預貯金等残高証明書交付手数料
- ③ 相続税申告等にかかる税理士報酬など



詳しくは最寄りの窓口へお気軽にお問い合わせください。

■計算例 1億円の財産の場合

相続人1人 43,000円 + 正本・謄本代 約3,000円+加算11,000円=約57,000円
相続人2人 29,000円×2+正本・謄本代 約3,000円+加算11,000円=約72,000円

[注] 1) 手数料は相続人・受遺者ごとに計算します。

2) 目的の価額は時価によります。

3) 目的の価額の合計が1億円までの場合は、遺言書1通につき11,000円が加算されます。

4) 公証人に出張を求めた場合は、割増料金になります。